

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務に係る個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府教育委員会

公表日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務
②事務の内容	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>また、就学支援金を受給する生徒のうち大阪府内に在住する生徒は、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」という。)交付要綱に基づき、その授業料に充てるために授業料支援補助金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金及び授業料支援補助金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p><就学支援金></p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の決定</p> <p>⑥受給資格の認定結果、支給額の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p> <p><授業料支援補助金></p> <p>①学校から授業料支援補助金の受給を希望する生徒の情報の提出</p> <p>②就学支援金事務処理システムに登録された、所得区分の判定に用いるために算出基準額として算出した数値(以下「算出基準額」)を授業料支援補助金事務処理支援システムへ登録</p> <p>③算出基準額を基に授業料支援補助金の支給額を決定</p> <p>④学校が授業料支援補助金事務処理支援システムから生徒あての通知文書を出し、生徒へ通知</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、大阪府が私立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※大阪府が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (授業料支援補助金事務処理支援システム)</p>
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務システムで登録された個人に、団体内統合宛名番号を新規付番し、個人番号、宛名番号、基本4情報を紐付けて保管し、管理する。 ・中間サーバーに対し、処理通番の発行依頼を行い、符号取得要求ファイルを作成する。 ・業務システム等からの特定個人情報の照会・登録用データを受け取り、中間サーバーへ中継する。 ・各業務システムから中間サーバーへの特定個人情報の情報提供・照会に際し、通信方式、文字コードのデータ変換を実施する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー(中間サーバー・プラットフォーム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号と団体内統合宛名番号を紐付け、その情報を保管し、管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成、保管する。 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	授業料支援補助金事務処理支援システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料支援補助金交付要綱に基づき、私立高等学校等に在学する支給対象の生徒に授業料支援補助金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・授業料支援補助金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・就学支援金事務処理システムに登録された保護者等の算出基準額を本システムに取り込み、授業料支援補助金の受給資格の審査、支給額の決定を行う。 ・審査結果に基づき、支給決定に関する等々を出力する。 <p>※大阪府が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 就学支援金事務処理システム ）
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金・授業料支援補助金特定個人情報照会ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府教育庁私学課
②所属長の役職名	私学課長
7. 他の評価実施機関	
-	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申請者である生徒が、就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項及び授業料支援補助金交付要綱第5条の別に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	大阪府教育庁私学課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項及び授業料支援補助金交付要綱第5条の別に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した税額情報等(授業料支援補助金については算出基準額)を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	
情報の突合	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。	
⑥使用開始日	平成31年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒ログインID
- ・生徒ふりがな
- ・生徒氏名
- ・学校名
- ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号)
- ・保護者ID(業務宛名番号)
- ・個人番号(保護者等)
- ・保護者等のふりがな
- ・保護者等氏名
- ・保護者等生年月日
- ・保護者等の課税地機関コード
- ・課税年度
- ・市町村民税所得割額
- ・道府県民税所得割額
- ・市町村民税均等割額
- ・課税標準額
- ・市町村民税調整控除額
- ・配偶者控除等
- ・本人該当区分
- ・扶養控除情報
- ・総所得金額等
- ・合計所得金額
- ・住民税申告書の提出の有無
- ・生活保護関係情報

※保護者等の情報は生徒1名につき、原則として2名分を記録する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金・授業料支援補助金特定個人情報照会ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○学校における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金及び授業料支援補助金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。 ・収集する情報は就学支援金の申請様式（又はオンライン申請フォーム）に記載のある項目に限定し、就学支援金及び授業料支援補助金の認定に必要な情報以外の情報を収集することのないように徹底する。 ・申請に必要な書類については就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、各種の申請内容に応じた所定の申請様式のみを、対面若しくは追跡可能な方法により提出させ、その他の不要な情報を提出させないようにする。 ・生徒等から申請様式の提出を受けた際には、記載内容を確認し、対象者以外の情報が記載されていないか確認を行う。 <p>○地方公共団体情報システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得する際は、必要な対象者の情報のみ取得するようシステムで制御する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○学校における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手時には、申請者である生徒及びその保護者等に対して、個人番号の利用目的を明示し、本人より同意を得る。 ・個人番号の提出時には所定の申請様式のみでの提出とする。 ・申請は、高等学校等を通じて行うこととしているため、各学校に対し取り扱いの手引きを示す等、厳重な取扱いを行うよう求めていく。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムは、「職員認証・権限管理機能」によりアクセス制御・各種認証を実施しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けは不可能である。 ・利用者については、アクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは、統合宛名番号を利用できないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><就学支援金事務処理・授業料支援補助金事務処理支援システム> ユーザーIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者だけが、業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけに、アクセスすることができるよう制御している。</p>
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報を取扱う端末はインターネットと接続をしていない端末を使用する。また、高等学校等就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムの外部インターフェースと、各都道府県の団体内統合宛名システムのインターフェースを適合させるために、ファイルレイアウトの変換を行うため使用する作業支援ツールをインストールした端末も同様にインターネットと接続をしていない端末を使用する。なお、特定個人情報を使用する場合は、私学課の職員が業務を行っている執務室内での作業を実施することとしている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><高等学校等就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の税額情報等(授業料支援補助金については算出基準額)のみの連携(CSVファイル等の電子媒体を利用した連携)により登録する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定に従い、業務以外に利用することを禁止する。 ・特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるように制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。 ・ファイアーウォール、ルーター等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。 ・ネットワーク上の利用制限により、庁外から団体内統合宛名システムへ接続することを制限する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>1 生徒等の個人情報が流出した。</p> <p>①府立高等学校において、卒業生を含む生徒の個人情報が記載された書類を裁断せず紙ごみとして廃棄したため、回収業者が路上に散乱させた際に個人情報が流出した。 令和2年度 1件 159名分</p> <p>②府立高等学校において、Googleフォームを使って行ったアンケートで回答後の画面で「前回の回答を表示」というボタンを押した場合に、個人情報を含む他者の回答が閲覧できる状態となっていたため、入力者以外に個人情報を含む回答が流出した。 令和4年度 1件 240名分</p> <p>③校長研修と教頭研修の受講者に配付した府教育庁が作成した電子資料に府立学校教職員等の個人情報が含まれており、受講者が閲覧できる状態になっていた。 令和4年度 1件 1,323名分</p> <p>④府立支援学校において、研究会が主催する講演会の参加者に対して講演会アンケートの依頼のメールを送信した際、参加者全員の電子メールアドレス(私用電子メールアドレス含む。)が互いに見える状態で送信し、一部の参加者の私用電子メールアドレスが流出した。 令和4年度 1件 181名分</p> <p>2 府立高等学校において、生徒の個人情報が記録されたUSBメモリを教諭が紛失した。 令和2年度 1件 360名分</p> <p>3 府立高等学校において、生徒の個人情報が記載された書類を紛失した。</p> <p>①府立高等学校において、生徒の個人情報が記載された「記録簿」(生徒の出欠状況等を記載する手帳)を紛失した。 令和4年度 1件 280名分</p> <p>②府立高等学校において、2年生全員の遅刻者記録表を紛失した。 令和4年度 1件 240名分</p> <p>4 府立学校において、生徒等の個人情報が記載された書類を誤って廃棄した。</p> <p>①府立高等学校において、卒業生353名の「生徒指導要録Ⅰ」を誤って廃棄した。 令和4年度 1件 353名分</p> <p>②府立学校において、生徒が在籍している期間は校内で保存しておくべき「生活アンケート」を誤って廃棄した。 令和4年度 1件 360名分</p>	
再発防止策の内容	<p>1 校内研修等により事案を共有し、資料の廃棄方法も含めた職員の個人情報の管理・取扱いに対する意識を高めるとともに、個人情報を含む資料を廃棄する際は、シュレッダーまたは溶解での廃棄処理を徹底する。</p> <p>また、ウェブフォームを利用する際は、入力時から回答完了後までの動作確認を、研修資料を作成する際には、不要なデータが含まれていないかを、それぞれ複数名で確認することを徹底する。</p> <p>2 原則としてUSBメモリに個人情報を保存しないこと及び個人情報を校外に持ち出さないことを徹底する。</p> <p>3 教職員の個人情報の管理・取扱いに対する意識を高めるとともに、個人情報を含む文書は鍵のかかる引出し等、所定の場所に保管するなど適正管理を徹底する。</p> <p>4 学校で保存している生徒指導要録の簿冊すべてに保存満了年月が記載されているかを確認するとともに、今後簿冊を作成する際に保存満了年月の記載を徹底する。また、個人情報を廃棄する際は単独の判断で行うのではなく、複数の教員で確認し、最終的に管理職の許可を得ることを徹底する。</p> <p>併せて、個人情報を記載した書類を保管するロッカーやファイルに破棄する年月日を記載する。</p> <p>上記事故の原因は、全ての事故が当事者である職員の管理ミスや不注意により発生したものである。また、上記事故による影響については、情報の流出拡大や、金銭的被害などの二次的被害が発生したとの報告はない。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>保管の際は、不正な接続を防ぐためインターネットから分離されたネットワークで取り扱い、当該ネットワークのパソコンからシステムを利用する。</p> <p>保存期間が経過した特定個人情報は府職員が消去する。紙媒体について溶解処分を行い、外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等復元及び判読が不可能となる方法により消去し、廃棄の記録を残すこととする。</p>		



8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><高等学校等就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。また、受講者は未受講者へ研修内容を伝達することとしている。 ・外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写または複製の禁止、再委託の原則禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への教育・研修等の実施を定めている。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒等の対象となる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p><内部監査></p> <p>以下の項目について、内部による監査を毎年実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検結果の確認 ・情報処理機器等の保有状況簿の確認 ・特定個人情報の保管・管理、情報使用に係る帳簿や状況についての確認 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956
②対応方法	問合せの受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要項に基づき実施
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	大阪府個人情報保護審議会への諮問による。
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月28日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高等学校)に係る個人情報保護評価書	高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務(私立高等学校等(以下「学校」という。))の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」とい	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取	高等学校等(以下「学校」という。))の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」とい	高等学校等(以下「学校」という。))の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」とい	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	(新規)	授業料支援補助金事務処理支援システム	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	(新規)	・授業料支援補助金交付要綱に基づき、私立高等学校等に在学する支給対象の生徒に授業料	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	(新規)	その他(就学支援金事務処理システム)に○	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報ファイル	就学支援金・授業料支援補助金特定個人情報ファイル	事前	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と番号法第19条第7号、同法別表第二113の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と番号法第19条第7号、同法別表第二113の項、第19条第8号	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	就学支援金・授業料支援補助金特定個人情報ファイル	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の家庭の所得情報を照会する必要があるた	就学支援金及び授業料支援補助金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の税額情	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別	○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	10人未満	100人以上500人未満	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項及び授業料支援補助金交	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	就学支援金事務処理	就学支援金・授業料支援補助金事務処理	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	<大阪府教育庁における措置> ・特定個人情報情報は、執務室内に設置された施錠	<大阪府教育庁における措置> ・特定個人情報情報は、執務室内に設置された施錠	事後	重要な変更にあたらぬ(改正マイナンバーガイドライン等を踏ま
令和2年10月28日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報	<必要なもの以外の者の特定個人情報を入手しないように講じている対策>	○学校における措置 ・個人番号により情報照会を行う対象となる保護	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用	<就学支援金事務処理システム> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援	<就学支援金事務処理・授業料支援補助金事務処理支援システム> ・就学支援金事務処理・授業料支援補助金事務	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用	特定個人情報を取扱う端末はインターネットと接続をしていない端末を使用する。また、高等学校	特定個人情報を取扱う端末はインターネットと接続をしていない端末を使用する。また、高等学校	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	・契約書の個人情報取扱特記事項により、目的外使用及び提供の禁止項目を設け、委託元の	・契約書の個人情報取扱特記事項により、目的外使用及び提供の禁止項目を設け、委託元の	事後	重要な変更にあたらぬ(改正マイナンバーガイドライン等を踏ま
令和2年10月28日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	<高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置>	<高等学校等就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムに	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂	大阪府府民文化情報政策情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)	大阪府府民文化情報政策情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和2年10月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取	(私立高等学校に係るもの) 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ	大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 2. 事務の内容	高等学校等(以下「学校」という。))の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。))の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 また、就学支援金を受給する生徒のうち大阪府内に在住する生徒は、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」という。))交付要綱に基づき、その授業料に充てるために授業料支援補助金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。))が就学支援金及び授業料支援補助金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 <就学支援金> ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の決定 ⑥受給資格の認定結果、支給額の通知	高等学校等(以下「学校」という。))の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。))の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 また、就学支援金を受給する生徒のうち大阪府内に在住する生徒は、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」という。))交付要綱に基づき、その授業料に充てるために授業料支援補助金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。))が就学支援金及び授業料支援補助金を受給するためには、保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 <就学支援金> ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の決定 ⑥受給資格の認定結果、支給額の通知	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日		⑦支給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①～⑥を実施 <授業料支援補助金> ①学校から授業料支援補助金の受給を希望する生徒の情報の提出 ②就学支援金事務処理システムに登録された、所得区分の判定に用いるために算出基準額として算出した数値(以下「算出基準額」)を授業料支援補助金事務処理支援システムへ登録 ③算出基準額を基に授業料支援補助金の支給額を決定 ④学校が授業料支援補助金事務処理支援システムから生徒あての通知文書を出し、生徒へ通知	⑦支給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施 <授業料支援補助金> ①学校から授業料支援補助金の受給を希望する生徒の情報の提出 ②就学支援金事務処理システムに登録された、所得区分の判定に用いるために算出基準額として算出した数値(以下「算出基準額」)を授業料支援補助金事務処理支援システムへ登録 ③算出基準額を基に授業料支援補助金の支給額を決定 ④学校が授業料支援補助金事務処理支援システムから生徒あての通知文書を出し、生徒へ通知		

令和5年7月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、大阪府が私立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 ※大阪府が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。	・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、大阪府が私立高等学校等に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 ※大阪府が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項、第19条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項別表第1の項 ・大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第2条第1号	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	就学支援金及び授業料支援補助金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の税額情報を照会する必要があるため。	就学支援金及び授業料支援補助金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の税額情報を照会する必要があるため。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 地方税関係情報 学校・教育関係情報	・業務関係情報 地方税関係情報 学校・教育関係情報 生活保護・社会福祉関係情報	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の税額情報を基に、就学支援金及び授業料支援補助金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金及び授業料支援補助金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の税額情報を基に、就学支援金及び授業料支援補助金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金及び授業料支援補助金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護受給情報を基に、就学支援金及び授業料支援補助金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項及び授業料支援補助金交付要綱第5条の別に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した税額情報(授業料支援補助金については算出基準額)を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項及び授業料支援補助金交付要綱第5条の別に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した税額情報等(授業料支援補助金については算出基準額)を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	・生徒ログインID ・生徒ふりがな ・生徒氏名 ・学校名 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・保護者ID(業務宛名番号) ・個人番号(保護者等) ・保護者等のふりがな ・保護者等氏名 ・保護者等生年月日 ・保護者等の課税地機関コード ・課税年度 ・市町村民税所得割額 ・道府県民税所得割額 ・市町村民税均等割額 ・課税標準額 ・市町村民税調整控除額 ・配偶者控除等 ※保護者等の情報は生徒1名につき、原則として2名分を記録する。	・生徒ログインID ・生徒ふりがな ・生徒氏名 ・学校名 ・生徒学年・クラス・出席番号(生徒番号) ・保護者ID(業務宛名番号) ・個人番号(保護者等) ・保護者等のふりがな ・保護者等氏名 ・保護者等生年月日 ・保護者等の課税地機関コード ・課税年度 ・市町村民税所得割額 ・道府県民税所得割額 ・市町村民税均等割額 ・課税標準額 ・市町村民税調整控除額 ・配偶者控除等 ・本人該当区分 ・扶養控除情報 ・総所得金額等 ・合計所得金額 ・住民税申告書の提出の有無 ・生活保護関係情報 ※保護者等の情報は生徒1名につき、原則として2名分を記録する。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)

令和5年7月28日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	<高等学校等就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムにおける措置> ・就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の税額情報(授業料支援補助金については算出基準額)のみの連携(CSVファイル等の電子媒体を利用した連携)により登録する。	<高等学校等就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムにおける措置> ・就学支援金事務処理システム及び授業料支援補助金事務処理支援システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の税額情報等(授業料支援補助金については算出基準額)のみの連携(CSVファイル等の電子媒体を利用した連携)により登録する。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
令和5年7月28日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	大阪府府民文化情報部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	大阪府府民文化情報部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066 大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階 電話番号:06-6944-6956	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	評価書名	高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務(私立高等学校)に係る個人情報保護評価書	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務に係る個人情報保護評価書	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務(私立高等学校)	私立高等学校等における高等学校等就学支援金及び私立高等学校等授業料支援補助金の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用者数	100人以上500人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託の有無 委託する 1件	委託の有無 委託しない	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<大阪府教育庁における措置> ・特定個人情報は、執務室内に設置された施錠された書庫に保管される。 ・執務室は退庁時に施錠される。 ・職員用端末にUSB機器等の接続ができないようになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保存される。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・入退室管理を行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。また不要な電子記録媒体、電子機器の持ち込みがないかを確認する。 ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。	<大阪府教育庁における措置> ・特定個人情報が記録された書類および電子記録媒体は、執務室内に設置された施錠された書庫に保管される。 ・執務室は退庁時に施錠される。 ・電子記録媒体は記録簿により保管および使用状況を管理し、業務に不要になった時点で速やかにデータを消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された中間サーバーのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保存される。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・入退室管理を行っているサーバー室で管理すると共に、監視カメラによる入退室者及びシステム操作者の監視を行う。また不要な電子記録媒体、電子機器の持ち込みがないかを確認する。 ・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。	発生なし	発生あり	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)

	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。その内容</p>		<p>①生徒等の個人情報が流出した。 ①府立高等学校において、卒業生を含む生徒の個人情報が記載された書類を裁断せず紙ごみとして廃棄したため、回収業者が路上に散乱させた際に個人情報が流出した。 令和2年度 1件 159名分 ②府立高等学校において、Googleフォームを使って行ったアンケートで回答後の画面で「前回の回答を表示」というボタンを押した場合に、個人情報を含む他者の回答が閲覧できる状態となっていたため、入力者以外に個人情報を含む回答が流出した。 令和4年度 1件 240名分 ③校長研修と教頭研修の受講者に配付した府教育庁が作成した電子資料に府立学校教職員等の個人情報が含まれており、受講者が閲覧できる状態になっていた。 令和4年度 1件 1,323名分 ④府立支援学校において、研究会が主催する講演会の参加者に対して講演会アンケートの依頼のメールを送信した際、参加者全員の電子メールアドレス(私用電子メールアドレス含む。)が互いに見える状態で送信し、一部の参加者の私用電子メールアドレスが流出した。 令和4年度 1件 181名分</p> <p>2 府立高等学校において、生徒の個人情報が記録されたUSBメモリを教諭が紛失した。 令和2年度 1件 360名分</p> <p>3 府立高等学校において、生徒の個人情報が記載された書類を紛失した。 ①府立高等学校において、生徒の個人情報が記載された「記録簿」(生徒の出欠状況等を記載する手帳)を紛失した。 令和4年度 1件 280名分 ②府立高等学校において、2年生全員の遅刻者記録簿を紛失した。 令和4年度 1件 280名分</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)
	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。再発防止策の内容</p>		<p>①生徒等の個人情報が流出した。 ①府立高等学校において、卒業生を含む生徒の個人情報が記載された書類を裁断せず紙ごみとして廃棄したため、回収業者が路上に散乱させた際に個人情報が流出した。 令和2年度 1件 159名分 ②府立高等学校において、Googleフォームを使って行ったアンケートで回答後の画面で「前回の回答を表示」というボタンを押した場合に、個人情報を含む他者の回答が閲覧できる状態となっていたため、入力者以外に個人情報を含む回答が流出した。 令和4年度 1件 240名分 ③校長研修と教頭研修の受講者に配付した府教育庁が作成した電子資料に府立学校教職員等の個人情報が含まれており、受講者が閲覧できる状態になっていた。 令和4年度 1件 1,323名分 ④府立支援学校において、研究会が主催する講演会の参加者に対して講演会アンケートの依頼のメールを送信した際、参加者全員の電子メールアドレス(私用電子メールアドレス含む。)が互いに見える状態で送信し、一部の参加者の私用電子メールアドレスが流出した。 令和4年度 1件 181名分</p> <p>2 府立高等学校において、生徒の個人情報が記録されたUSBメモリを教諭が紛失した。 令和2年度 1件 360名分</p> <p>3 府立高等学校において、生徒の個人情報が記載された書類を紛失した。 ①府立高等学校において、生徒の個人情報が記載された「記録簿」(生徒の出欠状況等を記載する手帳)を紛失した。 令和4年度 1件 280名分 ②府立高等学校において、2年生全員の遅刻者記録簿を紛失した。 令和4年度 1件 280名分</p> <p>方法も含めた職員の個人情報の管理・取扱いに対する意識を高めるとともに、個人情報を含む資料を廃棄する際は、シュレッダーまたは溶解での廃棄処理を徹底する。 また、ウェブフォームを利用する際は、入力時から回答完了後までの動作確認を、研修資料を作成する際には、不要なデータが含まれていないかを、それぞれ複数名で確認することを徹底する。</p> <p>2 原則としてUSBメモリに個人情報を保存しないこと及び個人情報を校外に持ち出さないことを徹底する。</p> <p>3 教職員の個人情報の管理・取扱いに対する意識を高めるとともに、個人情報を含む文書は鍵のかかる引出し等、所定の場所に保管するなど適正管理を徹底する。</p> <p>4 学校で保存している生徒指導要録の簿冊すべてに保存満了年月が記載されているかを確認するとともに、今後簿冊を作成する際に保存満了年月の記載を徹底する。また、個人情報を廃棄する際は単独の判断で行うのではなく、複数の教員で確認し、最終的に管理職の許可を得ることを徹底する。 併せて、個人情報を記載した書類を保管するロッカーやファイルに破棄する年月日を記載する。</p> <p>上記事故の原因は、全ての事故が当事者である職員の管理ミスや不注意により発生したものである。 また、上記事故による影響については、情報の流出拡大や、金銭的被害などの二次的被害が発生したとの報告はない。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ(実態に合わせた修正)